

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.1 二酸化炭素等の温室効果ガスの削減

地球温暖化対策の推進

1 事業の目的

本県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「鳥取県地球温暖化対策条例」の趣旨、規定に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を促進するための措置を講ずる。

2 現状

「環境先進県に向けた次世代プログラム」においては、エネルギー使用による二酸化炭素排出量だけでなく、新エネルギー利用や森林吸収を考慮して目標を設定した。2010年度(平成22年度)の県内の二酸化炭素排出量を基準年(1990年)に比べて8%以上削減するという目標設定に対し、2008年度(平成20年度)は景気の悪化等の要因により目標を達成した。しかし、家庭や業務部門での排出量は基準年に比べて大きく増加しており、引き続き家庭や事業所における省エネルギー等の対策の推進が必要。地球温暖化対策の一層の推進を図るため、平成21年3月に鳥取県地球温暖化対策条例が制定された。

(条例の概要)

この条例では、県、事業者、県民が、地球温暖化対策に取り組む責務を規定

(1) 温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

<主な内容>

・県に、県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

【平成22年4月1日施行部分】

- ・特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者等に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成、提出を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。
- ・特定建築主(2,000m²以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成、提出を義務付けし、計画及び達成状況報告をの概要を公表。
- ・県は、計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないときとは必要な指導を実施し、また計画を提出しないとき・指導に従わないときには勧告・公表する。

(2) 低炭素社会づくりに向けた規範等の明示

<主な内容>

- ・廃棄物の削減(再使用、再生利用の促進)
- ・太陽エネルギーなどの再生エネルギーの積極的利用
- ・森林の保全、県産材の利用促進
- ・環境物品等の利用促進
- ・自動車の使用に代えた公共交通機関の利用促進
- ・自動車等アイドリングストップの推進
- ・自動車販売時の自動車の環境性能の説明義務

- ・省エネ性能の高い電気機器等の利用促進
- ・電気機器販売時の電気機器等の省エネ性能表示、説明義務

3 事業の概要

- (1) 条例に基づく県全体の温室効果ガスの削減目標等の「対策計画」の策定及び運用
- (2) 特定事業者(温室効果ガスを多量に排出する事業者)から提出される「取組計画」の受付、内容確認及び公表

● 担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「鳥取県地球温暖化対策条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=101732>

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定

1 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第24条に規定される鳥取県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)を指定し、官民一体となった温暖化防止活動を促進する。

2 事業の現状及び課題

(1)「環境先進県に向けた次世代プログラム」においては、エネルギー使用による二酸化炭素排出量だけでなく、新エネルギー利用や森林吸収を考慮して目標を設定した。2010年度(平成22年度)の県内の二酸化炭素排出量を基準年(1990年)に比べて8%以上削減するという目標設定に対し、2008年度(平成20年度)は景気の悪化等の要因により目標を達成した。しかし、家庭部門での排出量は基準年に比べて大きく増加しており、生活様式の転換も含めた防止活動の促進が必要。

(2)これまで普及活動は主に行政が行ってきたが、民間への普及活動には事業者、県民、各種団体との一層の連携が必要。

(3)温暖化防止活動にかかる人材育成や普及啓発等を官民一体となって実施する拠点機関としてセンターの指定について検討し、指定の準備が整ったところ。

3 事業の概要

(1)センターの指定

ア 指定申請のあったNPO法人を、法及び鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定要綱に基づき県がセンターとして指定

イ センターは(2)に掲げる事業のほか、環境省が助成する事業、NPO法人としての活動を実施

ウ センターは、県民・事業者・県が連携して取り組む温暖化防止活動推進運動における中核的機関

(2)人材育成事業及び普及啓発事業の委託

ア 温暖化防止に係る知識とファシリテーション技術を持ち、地域における温暖化防止活動をリー

ドする県地球温暖化防止活動推進員の育成

イ 地域での地球温暖化防止につながるライフスタイルやワークスタイルについて、地域に広く提案し、実践する活動の実施

● 担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7895

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「地球温暖化対策(アイドリングストップほか)」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17861>

EVタウン推進事業

1 事業の目的

電気自動車の普及を推進するため、県とレンタカー事業者が電気自動車のカーシェアリングを行い、県は公用車として率先利用を行うとともに、レンタカー事業者を通じて広く県民と観光客への活用促進を図る。

併せて、インフラ整備のため、電気自動車の充電設備を整備する事業者に対して助成を行う。

2 事業の現状及び課題

○経済産業省では、EV・PHVタウン構想を推進中

○とっとり発グリーンニューディールにおいてエコカー関連産業の振興を位置づけ

○先進EV工場が米子に立地

3 事業の概要

(1)カーシェアリング事業による電気自動車の利用

(2)電気自動車の充電設備を設置し、広く一般の電気自動車の利用に供する事業者に対する助成を実施

● 担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-8438

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「EVタウンの推進(電気自動車の普及促進)」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127973>

アイドリングストップ推進事業

1 事業の目的

自動車の運転者であれば、誰もが身近に取り組むことができるアイドリングストップ運動を県民運動として展開することで、県民や事業者に積極的に実践していただき、自動車の適切な整備やエコドライブを推進し、地球温暖化防止及び地域環境の保全に寄与する。

2 事業内容

○アイドリングストップ「推進事業所」等の認証の推進

「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」(注)及び認証制度について広く普及啓発し、より多くの「推進事業所」等を認証すると共に、アイドリングストップをはじめとするエコドライブのより一層の普及を目指す。

(注)

「鳥取県地球温暖化対策条例」の施行(H21.6.1)に伴い「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」は廃止し、運転者へのアイドリングストップの義務付けや「推進事業所」等の認証制度は、新条例に基づいて実施。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 ISO担当 電話0857-26-7874,7875

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

「アイドリングストップの推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=79232>

鳥取エコハウス推進事業

1 事業の目的

環境への負荷の低減に配慮した住まいづくりの推進

2 背景、現状、及び課題

1. 平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、住宅の省エネルギー性能の向上に係る対策として、CASBEEの普及が位置付けられた。
2. 平成19年度に鳥取県CASBEE活用検討会を組織し、鳥取県へのCASBEEの導入についての検討を開始した。
3. 平成21年度にCASBEE評価員認定養成講習会を開催。戸建については県内82名が受講。より多くの建築士にCASBEE戸建の評価技術を習得していただくため、平成22年度も継続して開催する。
4. 平成21年度に、木材関係事業者、設計関係事業者、工務店等を構成員とする鳥取エコハウス研究プロジェクトを組織し、県産材を有効に活用した鳥取エコハウスの構造、仕様、デザイン等について検討を開始。

3 事業の内容

環境配慮型住宅の普及促進を図るため、住宅の供給者の育成や体制整備に向けて、CASBEE戸建評価員養成認定講習会や鳥取エコハウス研究プロジェクトを開催するとともに、環境性能に関する住宅関連事業者の自主的な取組みを支援する。

1. CASBEE戸建評価員養成認定講習会の開催
2. 鳥取エコハウス研究プロジェクトの開催。
3. 環境配慮セミナーの開催

参考URL

住宅政策課のwebサイトより
「鳥取県住まい情報館」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

とっとり発グリーンニューディール基金事業

1 事業の概要

地域における地球温暖化対策等の取組みを実施するため創設された「とっとり発グリーンニューディール基金」を財源として、市町村が実施する地球温暖化対策等の事業に助成する。

また、「とっとり発グリーンニューディール基金」を運用し、運用益金を同基金に再積立する。

2 事業の内容

(1)とっとり発グリーンニューディール市町村補助金

事業メニュー区分	事業実施者	事業名	事業実施年度		
			H21年度	H22年度	H23年度
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	鳥取市	鳥取市立病院省エネ対策事業	○	—	—
	倉吉市	倉吉市保育所施設省エネ改修事業	○	○	—
	米子市	米子市児童文化センター省エネ改修事業	○	○	—
	境港市	境港市図書館省エネ改修事業	—	—	○
	岩美町	岩美町省エネルギー・新エネルギー導入促進事業	—	○	—
	湯梨浜町	湯梨浜町庁舎省エネ改修事業	—	○	—
	湯梨浜町	ハワイゆーたうん省エネ対策整備事業	○	—	—
	三朝町	三朝町役場庁舎省エネ改修事業	○	○	—
	南部町	南部町庁舎省エネ改修事業	○	○	—
	伯耆町	伯耆町岸本公民館省エネ改修事業	—	○	—
地域環境整備支援事業	伯耆町	伯耆町エコレンタサイクル事業	—	○	—
不法投棄・散乱ごみ監視等事業	米子市	みんなできれいな住みよいまちづくり推進事業	○	○	○

(2)基金管理事業

とっとり発グリーンニューディール基金を運用し、運用益金を基金に再積立する。

3 背景、現状及び課題

- 地域における地球温暖化対策等の取組みを支援するため、国の平成21年度補正予算において「地域環境保全対策事業等補助金(地域グリーンニューディール基金)」が創設。
- 本県は当該補助金を活用するため、平成21年度6月補正予算で「とっとり発グリーンニューディール基金(8.9億円)」を造成。
- 現在、県及び市町村の温暖化対策事業の財源に充当し活用中。(平成23年度末までに基金を取崩して活用)

●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話 0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3268>

ノーマイカー運動の推進

1 事業の目的・効果

通勤に自家用自動車を利用している鳥取県職員の公共交通機関の利用を促進する「ノーマイカー運動」を行うことにより、公共交通手段の維持・確保、排気ガスによる二酸化炭素などの環境負荷の低減、交通渋滞の緩和、交通事故防止等を目指している。

2 事業内容

- 平成10年から運動を開始(当初は毎月第一、三水曜日)
- 平成19年に各職員が可能な日に参加する制度に変更

(主な参加支援策の変更点)

1. 同一日実施ではなく、参加できる日に参加する手法に変更
2. ノーマイカー運動通勤手当の新設
3. ノーマイカー運動時の時差出勤制度の適用
4. パークアンドライド駐車場情報の提供
(市町村と連携して無料利用が可能な駐車場情報を提供)
5. 参加者が成果を実感できる参加実績データベースの新設
(削減されたCO2量を杉の木の本数に換算して表示
杉の木:50年生/CO2年間吸収量 14kg/本)

○平成20年から所属毎に月一回以上「職場ノーマイカーデー」を設定、交通政策課が四半期に1回程度「ノーマイカー運動強化週間」を指定する取り組みを追加

○今後は、全県的な運動へ展開していくため、県内の市町村、企業に参加を呼びかけていく予定

3 取組成果(平成21年度)

平成21年度の年間参加人数は517人、延べ参加回数は4,886回(1往復を1回として計算)、削減したCO2量は28トンでした。

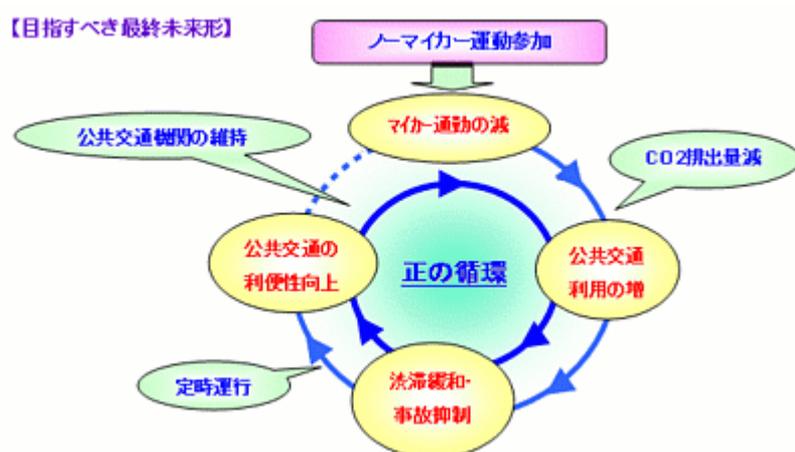
—CO2削減量(平成21年4月～平成22年3月)—

28,369Kg (体積換算で1,434万リットル) → 25mプール36個分相当

これは

杉の木 2, 013本

森林面積 22, 549平方メートル(バスケットボールコート54面分相当)
が1年間に吸収するCO2量に相当します。



●担当:企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより
「ノーマイカーデーの取組み」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11148>

環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度

1 事業内容

公共交通機関の利用促進による公共交通手段の維持・確保、自家用自動車からの二酸化炭素排出量の削減、交通渋滞の緩和、事故の抑制等を目指し、公共交通機関の利用に積極的に取り組む企業を知事が認定

○平成22年3月末時点認定企業(事業所)数:37社(事業所)

(主な取組内容)

1. ノーマイカーデーの実施
2. 出張時の公共交通機関の利用 等

今後は、ノーマイカー運動の推進と歩調を合わせ、県内企業による公共交通機関の一層の利用促進に向けて、積極的に本制度のPRを実施

●担当:企画部 地域づくり支援局 交通政策課 総合交通政策担当 電話0857-26-7641

参考URL

鳥取県交通政策課のwebサイトより
「環境にやさしい公共交通機関利用推進企業認定制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=11149>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.2 自然エネルギーの導入

自然エネルギー導入促進事業

1 目的

県営住宅への自然エネルギーの活用促進

2 事業内容

【平成21年度】

県営住宅日ノ出町団地エコ改修工事において太陽光パネル設置工事に着手

【平成22年度】

県営住宅日ノ出町団地エコ改修工事において太陽光パネル設置工事が完

●担当:生活環境部くらしの安心局住宅政策課 計画担当 電話0857-26-7412

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより

「住宅政策課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

新エネルギーの導入促進

1 目的

新エネルギー(太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス利用など)の導入促進に取り組むことにより、地域の安定的なエネルギーの供給と地球温暖化防止を図る。

2 現状

平成15年度～21年度の実績は、大型風力発電、木質バイオマス、太陽光発電の設置が進み、8万7千kWの導入が見込まれている。

引き続き、導入支援、普及啓発等を行う。

3 事業の概要

(1)補助金等による導入支援

○住宅用太陽光発電等推進補助金

住宅に太陽光発電とその他の省エネ設備等をあわせて設置する者に助成を行う市町村に対して、補助金により所要経費の支援

○市町村交付金

新エネルギーを導入する個人又は非営利団体に助成を行う市町村並びに市町村立学校に新エネルギーを導入する市町村に対して、市町村交付金により所要経費の支援率先導入と普及啓発

(2) 情報交流と普及啓発

- 「鳥取県新エネルギー活用研究会」による産学官の情報交流
- 太陽光発電、木質バイオマス等の普及啓発
補助金情報の発信、エコフェスタ等のイベントを活用した普及啓発
- 県庁関係部局による情報交換、検討
国や各部局の動向の情報交換、次年度率先導入箇所の検討等

●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「自然エネルギー推進施策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17856>

スマートタウンの推進

1 目的

県内におけるクリーンエネルギー資源の把握とその活用に係る調査事業を行うことにより、地域資源であるクリーンエネルギーを最大限活用していく仕組みづくりを推進する。

2 現状

総務省では、「緑の分権改革」推進事業として、クリーンエネルギーの調査事業を実施。
鳥取県は、スマートタウン推進可能性調査事業を提案し、採択された。

3 事業の概要

(1) 県内におけるクリーンエネルギー資源の賦存量調査

・県内において活用されうる、太陽光、太陽熱、風力、マイクロ水力、バイオマス、温泉熱、波力等の賦存量及び利用可能量の調査

(2) クリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査

- ・地域ごとの特性に対応したクリーンエネルギーのベストミックス(地域モデル)の設定
- ・スマートメーター等を活用した電力需給量のデータ収集、分析
- ・クリーンエネルギーの大量導入に向けた課題や導入可能性の検討等

●担当:生活環境部 環境立県推進課 グリーンニューディール推進室 電話0857-26-7879

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「スマートタウン推進可能性調査事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=128397>

マイクロ水力発電導入支援事業

1 事業の目的

中山間地域を多く抱え、豊富な水量と相まって水力発電の適地が多い鳥取県において、農業用水路等の水を活用した小水力・マイクロ水力発電の導入推進を図り、小水力発電による電気を利用した営農コストの削減と、低炭素化社会の実現を目指す。

2 事業概要

平成21年度に設立した研究会の運営や会員を通じた普及啓発を通じてマイクロ型の水力発電施設整備への関心を高める。

さらに、電気を利用した低コストな営農手法を確立するため、鳥取環境大学等と連携した新たな電気利用手法について調査・研究を行う。

●担当:農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

新エネルギー活用低コスト農業支援事業

1 事業の目的

鳥取県中部で砂丘地農業を展開している北条砂丘地において、太陽光発電施設を導入し、砂丘地かんがいによる送水ポンプ等の多額の電気料金を軽減することで、地域農業の維持・発展に向けた低コスト農業を実現する取組に対して、北栄町と併せて支援を行う。

2 事業概要

北条砂丘土地改良区が保有している、散水管理所や複数の揚水機場の屋上に太陽光発電パネルを設置する経費の一部を補助する。

- ・事業量 太陽光発電施設 6カ所 設置面積合計 約380m² (45KW)
- ・補助対象経費 太陽光パネル設置工事費 56,000千円 ※
- ・補助率 10%以内 (北栄町が支援を行う額と同額とし、上限5,600千円)
- ・事業主体 北条砂丘土地改良区

※ 施設整備事業費の内、1/2は国庫補助事業「低炭素むらづくり支援事業」を活用予定

●担当:農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41188>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.3 酸性雨、黄砂防止対策の推進

酸性雨調査事業

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

2 背景、現状、及び課題

1. 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
2. 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の内容

1. 酸性雨モニタリング
県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。
(1)調査地点：鳥取保健所(鳥取市)、氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
2. 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査
長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)
(1)調査地点：大山地内
(2)平成22年度調査内容：樹木衰退度調査

●担当：生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

黄砂と微小粒子状物質の実態把握に関する調査研究

1 事業の目的・効果

- 県民の黄砂に対する予防行動の啓発
- 微小粒子状物質による健康影響把握のために活用
- 黄砂粉じん中の微生物の有無とその特定により健康影響の解明に繋がる新たな知見を得る
- 北東アジア地方政府サミットの環境交流における黄砂部会において、各国との情報交換の場でこの調査研究で得られた成果を活用する

2 事業内容

- 黄砂による全県的な飛来物質濃度の把握

- 粉じんが付着している微生物類の調査
- 微小粒子状物質(粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下)の濃度とその成分
- 黄砂飛来粉じん中の花粉の存在状況の調査

●担当: 鳥取県衛生環境研究所 大気・地球環境室 電話0858-35-5414

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「地球環境と地域影響に関する調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

5. 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携

5.4 国際連携の推進

北東アジア環境保護機関実務者協議会参加事業

1 事業の目的

2007年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

○「環境交流宣言」の概要

1. 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
2. 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
3. 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
 - 砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - 渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - 海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の現状及び課題

2008年8月、「環境交流宣言」を実行あるものとし、もって北東アジア地域における地球環境の保全に関する地域協力を推進するため、「砂漠化防止・黄砂部会」、「ラムサール・渡り鳥部会」、「水産部会」の3部会により構成される北東アジア環境保護機関実務者協議会を設置した。

北東アジア環境保護機関実務者協議会は、「北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の開催地が事務局となり開催することとなっており、今年度は韓国江原道において開催される予定。

3 事業の内容

本県が担当する「砂漠化防止・黄砂部会」を開催し、各地域の情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

●担当:生活環境部 環境立県推進課 環境立県戦略担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「国際的な連携」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17853>

第6回鳥取県・江原道環境衛生学会

1 事業の目的・効果

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業内容

開催月：平成22年10月下旬（詳細未定）

場 所：韓国江原道保健環境研究院

参加者：約100名を予定

基調講演

調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

総合討論、学会まとめ

共同研究に係る協議

●担当：生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>